

告示

埼玉県告示第九百九十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、平成二十九年度及び平成三十年度において県が発注する物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務並びに催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成二十八年八月二日

埼玉県知事 上田清司

一 業種区分及び物品等の種類

業種区分及び物品等の種類は、次に掲げるとおりとする。

業種区分	物品等の種類
イ 物品の販売	O A機器・用品 文具・事務機器・用品 書籍 家具 室内装備品（屋内装飾品） 厨房機器 建具 舞台 装置 寝具類 車両・船舶・バイク・自転車 自動車 用品 燃料類 医療機器 医療用薬品 介護機器 測 量機器 理化学機器 光学機器・時計 空調冷暖房機 器 家電製品 視聴覚機器 通信放送機器 工作機械 類 農業・建設機械類 その他機械器具 教育用教材 等 遊具類 衣類・帽子・靴 消防・防災・防犯用品 スポーツ用品 楽器 記章・カップ・美術工芸品 看板・標識・旗・環境美化用品 食料品 肥料・飼料 ・農薬 動植物・用品 金物類 工業用薬品 建設資 材・部材・材料品 百貨・ギフト その他百貨
ロ 物品の買受け	鉄・非鉄くず 紙・繊維くず 自動車 機械 事務機 器 その他の買受け
ハ 物品の賃貸	O A機器・用品 事務機器 書籍 家具 室内装備品 （屋内装飾品） 厨房機器 建具 舞台装置 寝具類 車両・船舶・バイク・自転車 自動車用品 医療機 器 介護機器 測量機器 理化学機器 光学機器・時 計 空調冷暖房機器 家電製品 視聴覚機器 通信放 送機器 工作機械類 農業・建設機械類 その他機械

	<p>ニ 印刷の請負</p>	<p>ホ 電子計算に関する業務</p>	<p>ヘ 建築物の管理に関する業務</p>	<p>ト 催物、映画及び広告の企画・製作並びにその</p>
<p>器具 教育用教材等 遊具類 衣類・帽子・靴 消防 ・ 防災・防犯用品 スポーツ用品 楽器 美術工芸品 看板・標識・旗・環境美化用品 動植物・用品 金 物類 部材・材料品 その他百貨</p>	<p>一般印刷 シール・ラベル印刷 フォーム印刷 封筒 印刷 その他印刷 製本</p>	<p>データエントリー ファシリテイ・マネージメント ソフトウェア等セットアップ システム分析 システ ム開発（汎用機系） システム開発（P C・C S S系） ネットワークシステム設計・構築 ネットワークシ ステム運用・保守 G I S 関連業務 画像処理関連業 務 C A D / C A M 関連業務 インターネットシステ ム関連業務 ホームページ関連業務 コンピュータ技 術教育 電子媒体作成関連業務 セキュリティ関連業 務 データベースサービス その他電算業務</p>	<p>1 管理業務 清掃 人間警備 機械警備 環境測定 殺虫・消 毒 駐車場管理</p> <p>2 運転業務 受変電・非常電源・負荷・電気保安管理 通信設 備 空調機械 ボイラー 冷凍機 給排水衛生設備</p> <p>3 点検・検査業務 受変電・非常電源・負荷・電気保安管理 通信設 備 空調機械 ボイラー 冷凍機 上水槽清掃・貯 水槽清掃 給排水衛生設備 ガス設備 浄化槽保守 点検 浄化槽清掃 搬送運搬設備 防災設備</p> <p>4 廃棄物処理業務 一般廃棄物 産業廃棄物</p>	<p>催物の企画・運営等関連業務 催物の会場設營業務 展示等関連業務 音響・舞台照明等関連業務 製作等 関連業務 その他催物関連業務 映画又はビデオ制作</p>

他役務	業務 広告代理業務 写真撮影業務 旅行代理業務 庁内文書集配・発送業務 封入及び封かん業務 テー プ版・点字版発行業務 給食業務 洗濯業務 市場調 査業務 世論調査業務 広報紙新聞折込み及び配布業 務 統計書類の受入れ・保管・配送業務 施設におけ る中央材料室業務 その他業務
-----	---

二 競争入札に参加することができない者

イ 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第六十七条の四第一項（同令第六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 十一ホ又はへに該当することにより資格を取り消され、当該取消しの日から三年を経過しない者

ロ 次のいずれかに該当する者は、知事が別に定める期間、競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) その他契約の相手方として不相当と認められる者

三 競争入札に参加する者に必要な資格

イ 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、履行能力に基づき、契約の種類及び執行予定額に応じてA、B及びCの三等級に区分して定める。

ロ 個々の履行能力の審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 売上額
- (2) 経営規模

- (一) 自己資本の額
 - (二) 機械設備の額（印刷の請負契約に係る資格審査に限り適用する。）
 - (三) 従業員の数
 - (3) 経営状況
 - (一) 流動比率
 - (二) 経営資本回転率
 - (4) 従業員一人当たりの売上額（建築物の管理に関する業務の委託契約に係る資格審査については除く。）
 - (5) 営業期間
 - (6) ISO9001の認証取得状況（物品の買入れ、売払い及び借入れに関する契約に係る資格審査については除く。）
 - (7) 障害者雇用状況
 - (8) 環境配慮状況
- ハ 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、イに定める資格を有しないものとする。
- (1) 登録、免許、許可等を営業の要件とする営業種目について、当該登録、免許、許可等を受けていない者
 - (2) 申請日前二年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

四 資格審査の申請方法

- イ 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用した物品等競争入札参加資格登録申請（以下「電子申請」という。）を知事に対して行わなければならない。
- ロ 申請者は、電子申請後、受付票を印刷しなければならない。
- ハ 申請者は、電子申請後、直ちに次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を郵送等により知事に提出しなければならない。
- なお、提出書類到達後に資格審査を開始する。
- (1) 受付票
 - (2) 申請者が法人である場合は、登記事項証明書の写し（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
 - (3) 申請者が個人である場合は、身分証明書の写し（市区町村長が発行したものに限り。）

- (4) 申請者が個人である場合は、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し（被保佐人又は被補助人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）
- (5) 申請者が法人である場合は、決算報告書（申請日の直前一年間の事業年度の決算に関するもの。ただし、申請日時点で、法人設立後一年に満たないものにあつては、提出可能な決算に関するもの）
- (6) 申請者が個人である場合は、所得税確定申告書等の写し（申請日の直前一年間の申告に係るもの）
- (7) 県民税及び事業税の納税証明書の写し（法人県民税及び事業税については、埼玉県内の事業所に係るもの。個人県民税については、埼玉県内の住所地に係るもの）
- (8) 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し
- (9) 営業経歴書（創業時から現在までの営業経歴を記載したもの）
- (10) ISO9001認証取得登録証の写し（物品の買入れ、売払い及び借入れに関する契約に係る申請者は不要とする。また、認証を受けている場合のみ必要とする。）
- (11) 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられている事業者で、障害者法定雇用率を達成している場合のみ必要とする。）
- (12) 障害者雇用の証明書（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で、障害者雇用を行っている場合のみ必要とする。）
- (13) ISO14001認証取得登録証、埼玉県エコアップ認証書又はエコアクション21認証・登録証の写し（認証を受けている場合のみ必要とする。）
- (14) 委任状（入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ必要とする。）
- (15) 登録証明書等の写し（営業が登録、免許、許可等を要件としている場合のみ必要とする。）
- (16) 申請者が被保佐人、被補助人又は未成年者である場合は、契約締結のために必要な同意をしている者が発行する同意書
- (17) その他知事が必要と認める書類

五 電子申請等に用いる言語等

イ 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第一水準及び第二水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は平仮名に置き換えるものとする。

なお、提出書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又

は添付しなければならない。

ロ 電子申請の金額表示は、日本国通貨でなければならない。

なお、提出書類で外国貨幣で表示してあるものは、日本国通貨に換算したものを付記し、又は添付しなければならない。

また、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

六 資格審査の受付期間

資格審査の受付は、平成二十八年十月三日から平成二十八年十二月二十六日までの間に定期受付を行う。

なお、平成二十九年四月一日から平成三十一年二月五日までの間も、随時受付を行うが、資格者として登録された日（以下「資格登録日」という。）から有効になるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

七 資料等の請求

知事は、資格審査に関し必要があると認めるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

八 申請者への通知

知事は、資格審査の結果を、当該申請者に電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

九 資格の有効期間

イ 定期受付による資格

定期受付による資格の有効期間は、平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までとする。

ロ 随時受付による資格

随時受付による資格の有効期間は、資格登録日から平成三十一年三月三十一日までとする。

十 変更等の届出

電子申請後に、次に掲げる事項に変更があった場合、営業を休止し、若しくは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、速やかにその旨を電子情報処理組織等を使用して知事に届け出なければならない。

イ 商号又は名称

ロ 代表者又は代理人

ハ 所在地（代理人の所在地を含む。）

ニ 印鑑（実印、使用印又は代理人印）

ホ 資本金

ヘ 電話番号又はファクシミリ番号

ト ISO9001の認証取得状況

チ 障害者雇用状況

リ 環境配慮状況

又 登録、免許、許可等に関する事項

十一 資格の取消し

知事は、競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すことができる。

イ ニイ(1)又はロのいずれかに該当する者となったとき。

ロ 営業に関し必要な登録、免許、許可等の取消しを受けたとき。

ハ 電子申請又は提出書類等に故意に虚偽の事項の記録又は記載をしたとき。

ニ 経済的信用を著しく欠くと認められるとき。

ホ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反して公正取引委員会から告発、勧告又は審判開始決定を受けた場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。

ヘ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第二項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。

十二 資格の更新手続

資格の更新手続については、平成三十年度中に別に告示する。